

複合機貸借 仕様書

【令和5年度】

仕様書

1 物件名

鈴鹿亀山地区広域連合複合機賃貸借

2 契約の目的

複合機 2 台（デジタルモノクロ複合機（以下「モノクロ複合機」という。） 1 台・デジタルカラー複合機（以下「カラー複合機」という。） 1 台）を鈴鹿亀山地区広域連合事務所に設置し，60 か月間賃貸借を行う。

3 履行期間等

(1) 履行期間

契約日から令和 10 年 7 月 31 日まで

賃貸借期間は令和 5 年 8 月 1 日から令和 10 年 7 月 31 日までの 5 年間
※ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定に基づく長期
継続契約

(2) 機器の納入期限

令和 5 年 7 月 31 日（月）17 時まで

4 履行場所

鈴鹿亀山地区広域連合事務所（三重県鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号 鈴鹿市役所西館 3 階）

5 納入機器の仕様

(1) 納入機器の概要

納入機器は，モノクロ複合機 1 台及びカラー複合機 1 台の計 2 台とする。

モノクロ複合機においては，（2）基本機能仕様及び別紙 1-1 モノクロ複合機詳細機能仕様書の仕様を満たすものとする。

カラー複合機においては，（2）基本機能仕様及び別紙 1-2 カラー複合機詳細機能仕様書の仕様を満たすものとする。

なお，納入機器は新造品とし，中古品は認めない。

(2) 基本機能仕様

複合機の基本機能の仕様は下表のとおりとする。

共通	<ul style="list-style-type: none">● コピー機能，印刷機能，スキャナー機能を有すること。● 同一ネットワーク内のパソコンから，各種データの印刷がで
----	---

	<p>きること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● セカンダリーイーサネットを追加等することで、2つ以上のネットワークアドレスの違う IP アドレスを設定することによって、それぞれ双方向通信可能なプリント環境が提供できること。また、ポート間にはコネクションがないこと。 ● 鈴鹿亀山地区広域連合が調達したプリントサーバーを USB に接続することにより、複合機に設定した IP アドレスとは別のネットワークアドレスの IP アドレスのパソコンから各種データの印刷ができること（プリントサーバーの設定は、鈴鹿亀山地区広域連合で行う。）。 ● スキャンしたデータをネットワーク内のパソコンで取得できること。
モノクロ複合機	<ul style="list-style-type: none"> ● フィニッシャー機能を有すること。
カラー複合機	<ul style="list-style-type: none"> ● ファクスの送受信（1回線）ができること。 ● 鈴鹿亀山地区広域連合で現在使用している複合機内のファクスの送信先一覧データ（Excel 又は CSV を想定）をインポートできること。 ● ファクス送信時に、ファクス番号を2回入力してから送信するなど、誤送信防止機能を有すること。

6 長期継続契約に係る解除又は変更

本入札に係る契約は長期継続契約であり、契約締結後にその予算が削除・減額されたときは、契約を解除・変更する場合があります、この場合、解除・変更に伴う損害の賠償請求を行うことができないものとする。

7 金額の支払いについて

- (1) 使用にかかる料金については、毎月の後払いとし、翌月末までに支払うものとする。
- (2) 賃貸借期間より以前に機器を設置した場合のカウント料金については、令和5年8月分へ計上するものとする。

8 保守サービス

- (1) 複合機及び関連機器一式の機器保守及び消耗品（ホチキス芯、用紙を除く）供給に係る経費は、月額賃貸借料金、月額基本料金、モノクロ1カウント当

たりの単価又はカラー1カウント当たりの単価に含むものとする。

- (2) 機器は、常時正常に稼動するよう定期的に点検整備を実施すること。
- (3) 保守対応は平日の9時から17時までとし、連絡後概ね1時間以内に現地対応すること。
- (3) 機器の故障等で24時間以上利用できない場合は、代替機を設置すること。
- (4) 保守については、応札業者が第三者へ保守業務委託することを可とする。

9 設置工事

- (1) 本体・付属品の設置接続作業を行い、耐震を考慮した設置を行うこと。
- (2) 納入時には、機器のネットワーク、FAX等の設定を行うこと（パソコン側の設定は含まない。）。
- (3) 電源は近くのコンセント等により確保し、万一届かない場合は延長ケーブル等をつなぐこと。
- (4) LAN及びFAXの配線、電源工事は含まない。

10 その他

- (1) 契約期間内に同一建物内に機器の移設の必要が生じた場合は、移設を行うこと。
- (2) 賃貸借期間終了後は、本体及び付属品を撤去し、当該機器に保存されたデータを確実に消去して、適正に処分すること。